

アリアンツ火災海上の現状

Annual Report 2022

2022年3月期

目次

ごあいさつ	1
I. 会社の概況及び組織	
1. アリアンツ火災海上保険株式会社の経営方針	3
2. 会社の沿革	4
3. 株主・株式の状況	5
4. 経営の組織	6
5. 役員の状況	7
6. 会計監査法人の状況	7
II. 主要な業務の内容	
1. 主な取扱い商品	8
2. 事業の内容	10
3. 損害保険のしくみ	10
4. 約款	11
5. 保険料	12
6. 保険金のお支払い	13
7. 保険募集	14
8. お客様本位の業務運営	16
III. 主要な業務に関する事項	
1. 直近の事業年度(2021年度)における事業の概況	17
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	19
3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等	20
4. 責任準備金の残高の内訳	32
5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	33
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	34
IV. 保険会社の運営	
1. リスク管理の体制	35
2. コンプライアンス(法令等遵守)体制	36
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	42
4. コーポレート・ガバナンス体制	42
5. 内部統制システムの構築	42
6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	45
7. 指定紛争解決機関について	53
V. 直近の2事業年度における財産の状況	
1. 計算書類	54
2. 保険業法に基づく債権	66
3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	66
4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)	67
5. 時価情報等	69
6. その他	69
VI.～VIII. 保険会社及びその子会社等について	70

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ごあいさつ

日頃より、皆様にはアリアンツ火災海上保険に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、ドイツに本社を置くアリアンツ・グループのメンバーであり、アリアンツ・グループ内で国際企業等を対象とした企業向け損害保険や特殊な分野の保険商品を専門に扱うアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー（以下「AGCS SE」）の日本法人です。AGCS SEおよびアリアンツ・グループが持つ世界規模のネットワークおよび経験により培われた専門知識と引受能力を活用し、テラーメイドの保険商品や最先端のリスク・マネジメントを提供しております。

私たちを取り巻く環境は、年々変化のスピードを増すとともに複雑化しております。頻発している自然災害は気候変動に伴い更に大型化することが予想され、また、デジタル社会の進展やIT技術革新から生じる新たな課題への対応をはじめ、より多様化するリスクへの対応が求められています。予想困難な事態が今後も増えていくことが想定される中、弊社はAGCS SEおよびアリアンツ・グループが世界規模で蓄積してきたリスク・マネジメントの経験やノウハウを最大限に活用してまいります。

1990年に本邦において損害保険事業の認可を取得し、営業を開始して以来、弊社はお客様第一主義を掲げており、お客様のお役に立つ保険会社であり続けることが最重要と考えております。弊社は利益のみを追求するのではなく、常にコンプライアンスを遵守し、保険会社としての社会的使命を果たします。今後ともお客様のご期待にお応えできるよう全社員とも全力を尽くす所存でございますので、引き続き皆さまからのご指導・ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

アリアンツ火災海上保険株式会社
代表取締役社長 元田 賢

※アリアンツ・グループは、創業以来130年以上の歴史を持ち、世界70ヶ国以上において、事業を展開し、約155千人の従業員を有する世界有数の金融グループです（2021年12月末時点）。

I. 会社の概況および組織

1. アリアンツ火災海上保険株式会社の経営方針

私たちはお客様第一主義のもと、お客様それぞれのニーズに合った革新的かつテラーメイドのリスク・ソリューションを提供し、これらを専門的に管理しながら高度化させ、成長し続けることを経営の基本理念として掲げています。また、企業保険を専門に扱うAGCS SEの一員として、リスクに関する広範な知識や、長年にわたる経験をもとに、世界に進出する日本企業に対し、専門的かつグローバルな保険サービスの提供という形でサポートさせて頂くことで、世界の主要な保険会社のひとつであり続けることを目指しています。

さらに、私たちは急速に変化する世界情勢に対応し、お客様が安定的に発展していくためのパートナーでありたいと考えています。予期せぬリスクへの迅速な対応を可能とする、お客様のニーズを理解しており、必要に応じて当社グループの進出地域の保険サービスをご利用いただけます。世界約70カ国での事業展開を利用した広範なネットワークを通じて、世界のどこからでも私たちにコンタクトいただけます。また、お客様に対する窓口を一本化することで、業務を迅速に遂行することに加え、コンプライアンスの遵守をあらゆる業務の基本原則としております。

また、AGCS SEの国際的ネットワークを通じた質の高いアンダーライティングが常にお客様に提供されるよう、適切なリスク分析と適正な価格設定、またその基盤となる高水準の格付けを維持するよう努力してまいります。その結果可能となる、グローバルなアンダーライティングの知識に、現地アンダーライターの視点を加味した、より具体的なソリューションの提案は、お客様の期待を裏切らないものとなるでしょう。そして、事故や災害の発生時には、熟練した損害査定チームが迅速に対応し、お客様の事業継続に必要なサービスをタイムリーに提供してまいります。

最後に、私たちはお客様と長期にわたる良好な関係を維持するため、代理店やブローカーの皆様と安定と信頼に根ざした協働関係を築くことを目指しています。そしてAGCS SEの堅実な経営基盤を背景に、さまざまな局面において力強いパートナーとしてお客様を支援し、お客様を見守り続けることができるよう最善を尽くしてまいります。

2. 会社の沿革

アリアンツ・グループについて

アリアンツは1890年に設立された世界有数の金融保険グループです。アリアンツは、世界70カ国以上で、損害保険、生命保険、資産運用などの分野で幅広い金融サービスを提供しています。

2021年12月末時点、アリアンツ・グループ全体の純資産は約842億ユーロ(約10兆9,900億円)であり、総収入は約1,485億ユーロ(約19兆3,800億円)、純利益は約71億ユーロ(約9,270億円)となっています。

*換算レート:2021年12月末時点のTTM 1ユーロ=130.51円

アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ (AGCS) について

AGCSは、アリアンツ・グループのコーポレート・アンド・スペシャルティ分野の保険とサービス専用のブランドです。AGCSは、アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー (AGCS SE)、およびAGCSブランドグループの提携企業で構成され、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、フィナンシャル・ライン(会社役員賠償責任保険を含む)、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上、航空など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

AGCSは、アリアンツ・グループやその他の提携企業のネットワークを通じて、世界の200以上の国や地域で事業を展開しています。従業員数は約4,250人以上、フォーチュン・グローバル500社の3/4超の企業に保険サービスを提供しています。2021年の世界の年間保険料総額は94億86百万ユーロ(約1兆2,380億円)です。

S&P社によるAGCS SEの財務力格付けはAA*です。

※格付は2022年6月末日現在です。

アリアンツ火災海上保険株式会社

当社は、1990年にヨーロッパの損害保険会社では初めて、日本法人として設立されました。当社は世界有数の金融グループであるアリアンツの一員で、2010年1月より一定規模以上の企業や特殊分野の保険種目の引受を対象とする、グループの専用ブランドであるアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ (AGCS) のグローバル・ネットワークの一員となりました。

日本でも、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、フィナンシャル・ライン(会社役員賠償責任保険を含む)、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上、航空など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

当社はS&P社より財務力格付けにおいて2022年6月末現在でAAの評価を得ています。

当社の2021年度(2021年4月~2022年3月)の正味収入保険料は43百万円、同年度末での総資産は120億円となっています。

日本における沿革・資本金

1990年 11月	資本金20億円で東京都港区に会社設立
1990年 12月	日本における営業免許を取得
1995-2011年	7回の増資を行い、資本金を52億3千7百万円とする
2016年 2月	資本金を42億3千7百万円減資し、10億円とする

店舗所在地

東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

TEL : 03-4588-7500 (代表)

3. 株主の状況 (2022年7月1日現在)

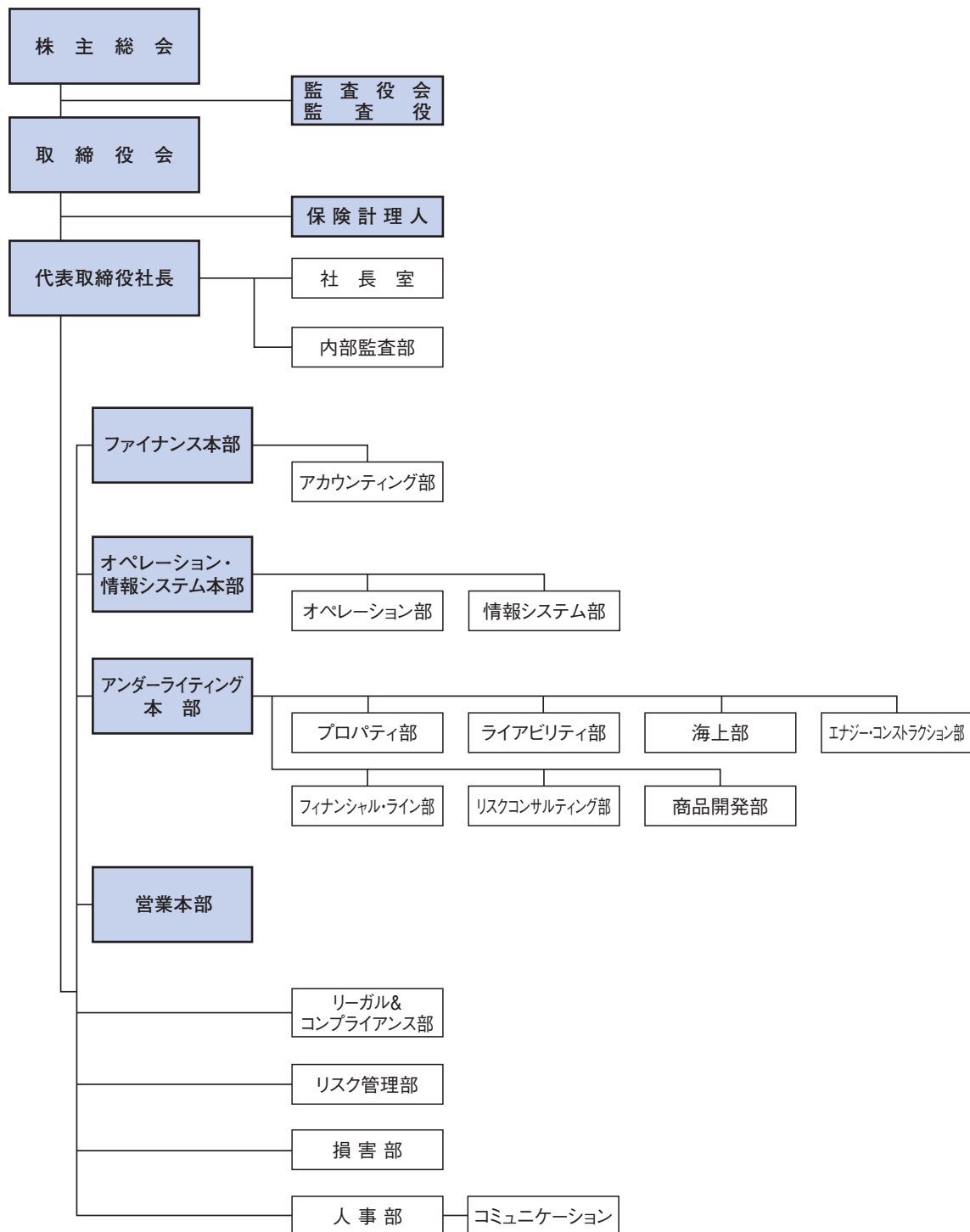
発行済株式総数 139,480株

株主名 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー
(本社：ドイツ・ミュンヘン)

所有株式数：139,480株(100%)

4. 経営の組織

本社機構(含む営業機構)2022年7月1日現在



5. 役員の状態

役名	氏名	略歴	
代表取締役会長 (非常勤)	ヨアヒム・ミュラー	2019年 12月	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー 最高経営責任者
		2019年 12月	当社代表取締役会長
代表取締役社長	元田 賢	2012年 4月	当社入社
		2012年 6月	当社代表取締役社長
取締役	櫻村 信行	2013年 10月	当社入社
		2014年 7月	当社取締役
取締役	荒田 智子	2014年 7月	当社入社
		2017年 7月	当社取締役
取締役	船橋 有一郎	2018年 6月	当社入社
		2021年 12月	当社取締役
取締役 (非常勤)	マーク・ミッチェル	2013年 1月	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー 香港支店 最高経営責任者
		2014年 10月	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー アジア・パシフィック地域担当最高経営責任者
		2014年 10月	当社取締役
監査役 (常勤)	滑川 文明	2016年 7月	当社監査役
監査役 (非常勤)	乗添 光太郎	2012年 6月	当社監査役
監査役 (非常勤)	有馬 勇一	2019年 7月	当社監査役

(注)滑川文明および乗添光太郎ならびに有馬勇一は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2022年7月1日現在)

6. 会計監査法人の状態

当社は、第32期において、会計監査人をPwCあらた有限責任監査法人に委任しております。

II. 主要な業務の内容

1. 主な取扱商品

当社は、主にブローカーおよび代理店を通じて保険商品の販売・引受けを行っています。

主な取扱商品は下記のとおりです。

企業財産総合保険	企業所有の建物や動産の損害を補償するとともに、損害を受けたことによって営業が休止または阻害されたために生じた利益喪失など事業活動で直面するリスクを総合的にカバーし、補償するオールリスクタイプの総合保険です。
普通火災保険	店舗・工場などの火災などにより生じた損害を補償する保険です。
店舗総合保険	事務所店舗・店舗兼住宅などの建物とその什器・備品などを対象とし、普通火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害、水漏れによって生じた損害、持ち出し家財の損害など幅広く補償する保険です。
利益保険	店舗・事務所・工場・倉庫などの火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険です。
機械保険	機械設備・装置を対象とし、従業員の誤操作、保守管理の不良による事故、電氣的事故のほか、物の落下・衝突などの偶発的な事故によって被った損害を補償する保険です。
組立保険	機械設備、プラント装置、鋼構造物などの据付・組立工事における偶発的な事故により、工事の目的物や工事用材料などに生じた損害を補償する保険です。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険です。
賠償責任保険	偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険で、施設所有(管理)者・請負業者・生産物など各種賠償責任保険があります。
デジタル事業・データ保護保険	個人情報の漏えい、秘密保持違反、セキュリティ上・メディア上の不当行為に起因して生じた損害賠償金および争訟費用ならびにコンピュータシステムが使用不能となったことに起因して生じた事業中断による損害を補償するサイバー保険です。

表明保証保険	M&Aなどを行う過程において、規定された表明保証が不正確であったこと(表明保証違反)に起因して、被保険者(買主または売主)が被る経済的損失を補償する保険です。表明保証保険は、表明保証違反が生じた場合への備えとして、最大限の補償(金額・期間・内容)を求める買主と、補償責任の負担を軽くしたい売主との利害対立を緩和し、取引きを円滑に進める役割もあります。
企業包括補償保険	事業者を保険契約者および被保険者とし、従業員の内部犯罪に加えて、第三者の不正行為に起因した外部犯罪によって、被保険者が被る経済的損害を補償する保険です。
生産物回収費用保険	企業が生産・製造する製品の欠陥が原因で、第三者に身体障害・財物損壊による損害を与えるまたは与える危険があることにより行う製品の回収(リコール)に伴う費用を補償する保険です。
会社役員賠償責任保険	会社役員がその業務を執行するにあたり、過失により会社(株主)や第三者に経済的損害を与えたとの理由で損害賠償請求を受けた場合に、役員が個人として負担しなければならない損害(損害賠償金、弁護士費用等)を補償する保険です。
船舶保険	船舶の海上危険によって被った損害を補償する保険です。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険です。
運送保険	陸上(河川湖沼を含みます)輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険です。

2. 事業の内容

損害保険事業

◆保険の引受け：当社は、次の各種保険の引受けを行っています。

- (1)火災保険 (2)海上保険 (3)運送保険 (4)賠償責任保険 (5)信用保険
- (6)機械保険 (7)建設工事保険 (8)動産総合保険 (9)費用・利益保険
- (10)その他の企業向けの保険 (11)各種保険の再保険

◆資産の運用：当社は、皆様から収受した保険料を、安全性・流動性に留意し有価証券投資および預貯金を主体に運用することとしています。

3. 損害保険のしくみ

(1)損害保険制度について

損害保険とは、一定の偶然な事故(保険事故)から生じる損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計的基礎(大数の法則といいます)によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことによって、万一事故が発生し、損害を被ったときに保険契約の約定内容と損害の程度に応じて、保険金を受け取ることができるようにするしくみです。このように損害保険は、多くのお客様間のリスクを相互に分散させることにより経済的補償を提供し、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与するという社会的役割を果たしています。

(2)損害保険契約の性格について

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故(保険事故)によって生ずる可能性のある損害をてん補することを約束し、これに対して、保険契約の当事者のうち、保険会社は保険金を支払う義務を負い、保険契約者は保険料を支払う義務を負います(保険法第2条)。

したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の合意のみで有効に成立する諾成契約という性格を有します。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容の基づき、保険証券または保険引受証を作成し保険契約者にお渡ししています。

(3)再保険契約について

保険会社がお引受した保険契約の中には、大型旅客機・大型船舶・巨大石油コンビナート等の保険金額が巨額となる大型契約や地震・台風災害などの大規模自然災害に備えた契約があります。もし、このような契約に事故が発生した場合、保険金の支払いが膨大となり、保険会社の存続に多大な影響を与える場合があります。保険会社は、巨額保険金の支払いに備えるため、また引き受けた危険の分散化のために、自社が引き受けたリスクのうち的一定割合を国内外の他の保険会社や再保険会社に引き受けてもらうことがあります。また、反対に他の保険会社が引き受けた巨大リスクの一部を引き受けることがあります。このような保険会社間の危険の分散を目的とした保険契約を「再保険」といいます。

この再保険の取引に際しては、弊社では相手先である保険会社・再保険会社の財務状況等を慎重に判断し厳選の上で取引先を決定し、再保険金回収のリスクを抑えています。

4. 約款

(1)約款の位置づけ

損害保険は無形の商品ですが、その内容を具体的に契約の約束事として記載したものが保険約款です。原則として、保険会社は、約款の新設・変更については、保険事業の監督者である金融庁から認可を取得（または金融庁へ届出）しています。約款には、基本的な保険契約の条件や基本的な免責事由を定めた「普通保険約款」があり、それを補完・補足して更に個別具体的な引受条件を規定する「特約」とセットで一つの保険商品を構成しています。保険契約は、全て約款と特約に従って契約されます。

(2)契約時の留意事項

申込書に記載された内容も契約内容としてご契約者と保険会社の双方を拘束します。従って、保険のご契約にあたっては、当社の社員または代理店から普通保険約款と特約の内容につき十分な説明を受け、申込書記載内容をよく確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。当社では、主要種目のご契約内容についてご契約前に十分ご理解をいただくために、「重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)」を作成しています。

5. 保険料

(1)保険料のお支払い・返還

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっています。従って、保険期間開始後でも保険料領収前に事故が発生した場合、原則として保険金をお支払いすることができません。また、保険契約締結の後、危険の増加・減少などの変更が生じた場合は、保険料の返還・請求を行う場合があります。保険期間の途中で契約が失効した場合や解除された場合には、約款に従って保険料の一部を返還いたしますが、事由によっては返還できない場合もあります。

(2)保険料(率)

保険料を算出するための基礎数値となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料率は、純保険料率(保険金のお支払いに充てられる部分)と、付加保険料率(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分)から成り立っています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等の純保険料率および自動車損害賠償責任保険、地震保険の営業保険料率(純保険料率と付加保険料率の合計)をそれぞれ参考純率、基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

6. 保険金のお支払い

当社がお引き受けした保険契約について保険事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの手続きは概ね以下の通りです。

(1) 当社・代理店への事故通知

事故発生後の緊急処置(負傷者の救護、警察署・消防署などへの通報等)を講じた後、直ちに当社または代理店まで、事故発生の日時・場所・状況などをお知らせいただきます。

(2) 契約内容の確認、支払責任の調査

事故通知をお受けした後、担当者が保険契約の内容を確認します。また、被災物件や損傷物の調査や、被保険者の賠償責任の有無や程度の検討を行い、保険金お支払いの対象となる事故であるかどうかについて調査します。事故状況や損害額に応じて修理見積書・示談書等関連資料の提出をお願いする場合があります。

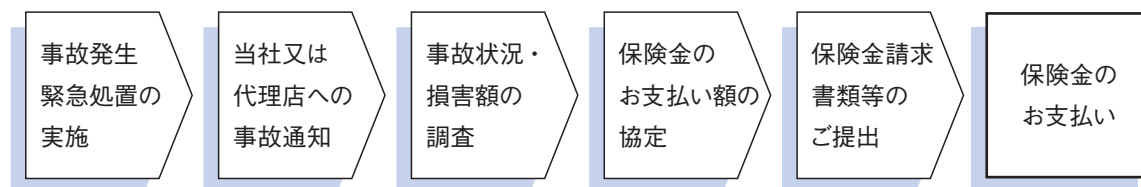
(3) 損害額・保険金の算出

修理見積書・示談書等の関連資料の検討を経て、損害額や保険金お支払い額を保険契約者・被保険者と協議の上算出します。更なる関連資料や調査が必要となる場合は、その内容及び調査に要する見込所要日数について保険契約者・被保険者にご案内致します。

(4) 保険金のお支払い

保険金請求書及びその他保険金のお支払いにあたり必要な書類をご提出頂きます。保険金請求書等をご提出頂きますと、内容を確認の上、上記(3)で協定した保険金をお支払いします。

事故発生からお支払いまでの一般的な流れ



事故のご連絡・ご相談は下記にて承っております。

電話番号：0120-958-041(フリーダイヤル)または03-4588-7580

受付時間：年末年始祝祭日を除く月曜から金曜 9時～17時

7. 保険募集

(1)契約締結のしくみ

代理店による保険募集

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行います。損害保険代理店には保険会社のために保険契約を締結する代理権を有する締結代理店と保険契約の締結の媒介のみを行う媒介代理店の2種類があります。

(2)代理店の役割と業務内容

当社では、代理店委託契約書を取り交わした上で、締結代理店の場合、代理店がお客様との間で次のような業務を行うことを代理店に委託しています。

- ◆保険契約の締結
- ◆保険料の領収または返還
- ◆保険契約の変更・解除等の申し出の受付(ただし、クーリングオフの申し出は除きます)
- ◆保険料領収証の発行・交付
- ◆保険契約の維持、管理に関連するその他の事項

また代理店は、このほかにもお客様と保険会社の橋渡し役としてお客様のニーズに対応した各種保険サービスを提供し、万一の事故が生じた際には、保険金のご請求についての適切なアドバイスをするなどのサービスも日常業務としています。このように、代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客様に様々な情報を提供し、お客様を様々な危険や災害による経済的損失を補てんし、経済生活の安定を図るといった社会的役割を担っています。

(3)代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき内閣総理大臣の登録を受けることが義務づけられています。この登録を行って初めて代理店として保険契約の募集を行うことが可能となります。また、代理店で保険の募集に従事する者は、所定の教育を修了し、または、損害保険募集人一般試験に合格した上で内閣総理大臣に届け出なければならないことになっています。

(4)代理店教育

当社はお客様に対して適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的とし、専門的な保険知識に関する教育、及びコンプライアンスに関する研修などを実施しています。

(5)代理店数(2022年3月31日現在)

代理店数	48店
------	-----

(6)当社の勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めて、適正な金融商品の販売・勧誘に努めています。

【勧誘方針】

お客さまの視点に立った販売・勧誘に努めます。

1. お客さまの保険に関する知識、購入経験、家族状況、財産状況、購入の目的等を商品特性に応じて総合的に勘案させていただき、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明と提供に努めます。
2. 商品についての重要事項をお客さまに正しくご理解いただけるよう適切な説明に努めます。
3. お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
4. お客さまと直接対面しない勧誘・販売(インターネット販売、通信販売など)を行う場合においては、説明方法などに工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努めます。

お客さまにご満足いただけるよう適切な対応に努めます。

1. お客さまのお問い合わせには、迅速、適切、ていねいな対応に努めます。
2. お客さまに対して公正な事務処理を行うとともに、万が一保険事故が発生した場合には、保険金等のお支払について迅速、的確、ていねいな対応と適正な支払に努めます。
3. お客さまのご意見、ご要望を真摯に受け止め、商品開発や販売活動に活かしてまいります。

各種法令を遵守して適正な対応に努めます。

1. 金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守します。
2. 適切な業務を確保するために、社内体制の整備・向上と販売にあたる者の研修に取り組みます。
3. お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱と管理をいたします。

—以上—

8. お客様本位の業務運営

当社は、お客様第一主義のもと、お客様それぞれのニーズに合ったリスクソリューションを提供し、お客様が安定的に発展していくためのパートナーでありたいと考えています。この基本的な考え方を不断に遂行するため、「お客様本位の業務運営方針」を定め、公表しています。お客様本位の業務運営方針については41ページをご参照下さい。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度(2021年度)における事業の概況

(1)事業の経過及び成果等

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言等の影響を受けて停滞しましたが、年度後半から生産や企業収益などに回復のきざしが見られました。

このような事業環境のもと、当社は引き続きコア・ビジネスであるグローバルな企業保険に注力いたしました。なお、当社は引受保険契約の多くを親会社であるアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー (AGCS SE)、および外部の再保険会社数社に出再している為、巨大リスクや自然災害リスクの大部分が再保険でカバーされています。

このような中、当事業年度の業績は次の通りとなりました。

保険引受収益が78百万円(前期比480百万円減)、資産運用収益が105百万円(前期比24百万円増)となり、経常収益は373百万円(前期比417百万円減)となりました。保険引受費用は△1,157百万円(前期比21百万円増)、資産運用費用が0百万円、営業費及び一般管理費は1,322百万円(前期比111百万円増)となり、経常費用は165百万円(前期比131百万円増)となりました。

上記の結果、経常利益は207百万円(前期比549百万円減)となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税等合計を加減した結果、当期純利益は127百万円となりました。

ソルベンシー・マージン比率につきましては、804.4%(前年度 1,087.1%)と引き続き十分な水準を保持しております。

(2)保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は43百万円であり、前期と比べて1百万円の増収となりました。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は、前期比57.6%減の28百万円で、当期正味損害率は370.0%となりました。

また、保険引受における営業費および一般管理費については、前期に比べ114百万円増加し、1,317百万円

となり、正味事業費率は△262.7%となりました。

(3)資産運用の概況

当期末総資産は12,010百万円、運用資産は7,697百万円となりました。前期より総資産は15.9%増加、運用資産は24.7%の増加となりました。運用資産の主な項目としては、預貯金7,665百万円となります。

(4)対処すべき課題

当社は、より多くのお客様からの信頼を維持するために、内部管理、サイバーセキュリティ管理態勢およびERM(全社リスクマネジメント)態勢の強化に努めます。また、堅実な経営を継続しているアライアンス・グループの一員として企業保険分野への特化を通して、魅力ある商品のご提案、ITインフラの整備、リスク管理の徹底等に取り組んでまいります。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
正味収入保険料		85	117	102	41	43
経常収益		177	451	386	791	373
経常利益		340	549	515	757	207
当期純利益		259	437	331	737	127
資本金		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式の総数		139千株	139千株	139千株	139千株	139千株
純資産額		3,721	3,656	2,539	2,981	2,574
総資産額		8,552	10,146	9,649	10,366	12,010
責任準備金残高		941	842	866	418	424
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		—	—	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率		1,159.2%	872.6%	813.1%	1,087.1%	804.4%
配当性向		194%	331%	89%	73%	339%
従業員数		42名	45名	38名	27名	33名

(注) 当社は積立型保険の販売をしていませんので、正味収入保険料には積立保険料を含んでいません。

3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災		△7	0	0
海上		56	32	32
傷害		—	—	—
自動車		0	0	—
その他		53	9	11
(うち賠償責任保険)		(5)	(△2)	(0)
合計		102	41	43

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災		1,970	2,419	3,026
海上		740	562	519
傷害		—	—	—
自動車		—	—	—
その他		6,297	6,408	6,388
(うち賠償責任保険)		(5,128)	(4,969)	(5,306)
合計		9,007	9,390	9,935
従業員一人当たり 元受正味保険料		237	347	301

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。

受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災		2,966	2,785	2,932
海上		436	560	407
傷害		—	—	—
自動車		0	0	△0
その他		6,428	9,176	9,239
(うち賠償責任保険)		(1,214)	(2,356)	(1,602)
合計		9,831	12,522	12,578

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災		4,943	5,205	5,959
海上		1,119	1,090	894
傷害		—	—	—
自動車		—	—	△0
その他		12,672	15,575	15,616
(うち賠償責任保険)		(6,336)	(7,328)	(6,909)
合計		18,736	21,871	22,470

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものです。

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災		10	7	5
海上		49	27	5
傷害		—	0	—
自動車		0	0	—
その他		24	31	16
(うち賠償責任保険)		(1)	(3)	(0)
合計		84	66	28

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものです。

元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災		124	220	5
海上		599	413	73
傷害		—	—	—
自動車		—	—	—
その他		604	1,382	758
(うち賠償責任保険)		(364)	(1,173)	(224)
合計		1,329	2,017	838

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から求償等による回収金を控除したものです。

受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災		1,148	251	618
海上		180	117	189
傷害		—	0	—
自動車		0	0	0
その他		5,992	6,929	2,528
(うち賠償責任保険)		(3,363)	(2,227)	(1,194)
合計		7,322	7,298	3,337

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から求償等による回収金を控除したものです。

回収再保険金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	1,262	463	618
海上	730	504	257
傷害	—	0	—
自動車	0	0	0
その他	6,572	8,280	3,270
(うち賠償責任保険)	(3,726)	(3,397)	(1,418)
合計	8,566	9,249	4,147

(注) 回収再保険金とは、出再契約の回収保険金から出再契約による返還金を控除したものです。

解約返戻金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	9	10	1
海上	—	1	9
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
その他	227	214	171
(うち賠償責任保険)	(57)	(177)	(92)
合計	237	224	172

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計です。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	128	154	△60
海上	△73	54	△24
傷害	—	△0	—
自動車	0	0	0
その他	326	324	3
(うち賠償責任保険)	(183)	(△72)	(△167)
合計	381	534	△81

(注) 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

(2) 保険契約に関する指標

契約者配当金の額

該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	2019年度			2020年度			2021年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	△495.9	1,745.0	1,249.0	△7,453.2	20,618.4	13,165.3	△12,197.6	1,168.1	△11,029.5
海上	139.5	155.2	294.7	145.0	8.1	153.1	24.3	119.8	144.1
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	△11,493.2	33.4	△11,459.8	126,983.4	33.7	127,017.2	—	—	—
その他	162.3	△778.2	△615.9	1,062.5	△1,605.1	△542.6	802.5	△1,329.6	△527.2
(うち賠償責任保険)	(757.5)	(△693.7)	(63.8)	(△2,942.4)	(△2,191.0)	(△5,133.4)	(△7,682.1)	(△10,311.8)	(△17,993.9)
合計	197.2	△443.1	△245.9	457.4	△634.0	△176.6	370.0	△263.3	106.7

(注) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 合算率=正味損害率+正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	2019年度			2020年度			2021年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	18.9	20.5	39.4	17.0	16.6	33.6	11.9	20.6	32.5
海上	55.6	32.1	87.7	42.2	20.9	63.1	25.7	18.3	44.0
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	8,949.0	△9.2	8,939.8	△107,695.1	33.7	△107,661.3	16,432.5	51.1	16,483.6
その他	30.4	12.7	43.1	79.5	9.6	89.1	23.1	9.4	32.4
(うち賠償責任保険)	(40.7)	(16.0)	(56.7)	(28.7)	(14.4)	(43.1)	(11.9)	(14.8)	(26.6)
合計	28.7	16.1	44.8	61.7	12.0	73.7	20.2	12.7	32.9

(注) 地震保険に係る金額を除いて記載しています。
 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 合算率=発生損害率+事業費率
 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度	2021年度
国内契約	54.3	54.1	52.8
海外契約	45.7	45.9	47.2

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	2019年度	2020年度	2021年度
出再先保険会社の数(注)	1社	1社	2社
出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 (%)	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者（プールを含む）を対象としています。

出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	2019年度	2020年度	2021年度
A 以上	100.0%	100.0%	100.0%
BBB 以上	—	—	—
その他	—	—	—
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、S&P 社の格付を使用しています。

未収再保険金

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度
1 年度開始時の未収再保険金	1,121	1,013	1,891
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	8,566	9,249	4,147
3 当該年度回収等	8,674	8,371	4,510
4 $1 + 2 - 3 =$ 年度末の未収再保険金	1,013	1,891	1,528

(注) 地震保険に係る金額を除いています。

(3) 経理に関する指標

支払備金 (単位：百万円)

種目 \ 年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	2	1	1
海上	80	18	18
傷害	0	0	0
自動車	0	0	0
その他	66	60	26
(うち賠償責任保険)	(0)	(0)	(0)
合計	149	80	46

責任準備金 (単位：百万円)

種目 \ 年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	232	125	100
海上	120	105	111
傷害	0	0	0
自動車	0	0	0
その他	514	187	212
(うち賠償責任保険)	(73)	(1)	(0)
合計	866	418	424

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

引当金

2020年度

(単位:百万円)

区分	年度	2019年度 期末残高	2020年度 増加額	2020年度 減少額	2020年度 期末残高
一般貸倒引当金		2	1	—	4
個別貸倒引当金		—	—	—	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		86	12	25	73
役員退職慰労引当金		46	6	—	53
賞与引当金		32	28	32	28
価額変動準備金		7	0	—	8
合計		175	49	58	167

2021年度

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度 期末残高	2021年度 増加額	2021年度 減少額	2021年度 期末残高
一般貸倒引当金		4	1	—	4
個別貸倒引当金		—	—	—	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		73	41	25	88
役員退職慰労引当金		53	2	—	55
賞与引当金		28	30	28	30
価額変動準備金		8	0	—	8
合計		167	75	53	188

貸付金償却

該当事項はありません。

資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

2020年度

(単位:百万円)

区分		年度	2019年度 期末残高	2020年度 増加額	2020年度 減少額	2020年度 期末残高
資本金			1,000	—	—	1,000
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 1,000	— —	— —	(139,480株) 1,000
資本剰余金	資本準備金		1,000	—	—	1,000
	その他資本剰余金		—	—	—	—
	計		1,000	—	—	1,000
利益剰余金	(任意積立金)		—	—	—	—
	繰越利益剰余金		539	737	295	981
	計		539	737	295	981

(注) 2020年度末における自己株式数はゼロ株です。

2021年度

(単位:百万円)

区分		年度	2020年度 期末残高	2021年度 増加額	2021年度 減少額	2021年度 期末残高
資本金			1,000	—	—	1,000
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 1,000	— —	— —	(139,480株) 1,000
資本剰余金	資本準備金		1,000	—	—	1,000
	その他資本剰余金		—	—	—	—
	計		1,000	—	—	1,000
利益剰余金	(任意積立金)		—	—	—	—
	繰越利益剰余金		981	127	534	574
	計		981	127	534	574

(注) 2021年度末における自己株式数はゼロ株です。

損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ		地震保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法		<ul style="list-style-type: none"> ・増加する発生損害額 = 既経過保険料×1% ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ・経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2020年度	0百万円 (注)異常危険準備金取崩額 0百万円
	2021年度	0百万円 (注)異常危険準備金取崩額 0百万円

事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

区分	年度	2019年度	2020年度	2021年度
人件費		597	539	537
物件費		970	795	917
税金		1	0	0
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		-	-	-
保険契約者保護機構に対する 負担金		-	-	-
諸手数料及び集金費		△1,895	△1,468	△1,432
合計		△326	△133	23

(4)資産の運用に関する指標

資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、保険業法・保険業法施行規則等の法令に則り、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、収益性の向上を図るよう努めています。

資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	年度	2019年度		2020年度		2021年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		6,620	68.6	6,133	59.2	7,665	63.8
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		43	0.4	37	0.4	32	0.3
運用資産計		6,664	69.1	6,171	59.5	7,697	64.1
総資産		9,649	100.0	10,366	100.0	12,010	100.0

利息配当金収入の額と運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	2019年度		2020年度		2021年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金		2	0.04	0	0.00	0	0.00
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		2	0.04	0	0.00	0	0.00
その他		—		—		—	
合計		2		0		0	

(注) 利回りは、収入金額÷月平均運用額により算出しています。

海外投融資残高および構成比・海外投融資利回り

該当事項はありません。

商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はありません。

有価証券残存期間別残高

該当事項はありません。

業種別保有株式の額

該当事項はありません。

貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

担保別貸付金残高

該当事項はありません。

用途別の貸付金残高および構成比

該当事項はありません。

業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2019年度	2020年度	2021年度
土地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建物		43	37	32
営業用		43	37	32
賃貸用		—	—	—
土地・建物 計		43	37	32
営業用		43	37	32
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		43	37	32
営業用		43	37	32
賃貸用		—	—	—
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		12	8	9
有形固定資産合計		56	46	41

(5)特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高

該当事項はありません。

特別勘定資産

該当事項はありません。

特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

内訳 種目	2019年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	156	75	－	232
海上	25	94	－	120
傷害	－	0	－	0
自動車	－	0	－	0
その他	466	48	－	514
(うち賠償責任保険)	(72)	(1)	(－)	(73)
合計	648	218	－	866

(単位：百万円)

内訳 種目	2020年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	57	68	－	125
海上	17	87	－	105
傷害	－	－	－	－
自動車	0	0	－	0
その他	156	30	－	187
(うち賠償責任保険)	(1)	(0)	(－)	(1)
合計	231	186	－	418

(単位：百万円)

内訳 種目	2021年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	33	66	－	100
海上	24	87	－	111
傷害	－	－	－	－
自動車	0	0	－	0
その他	185	27	－	212
(うち賠償責任保険)	(0)	(0)	(－)	(0)
合計	243	181	－	424

- (注) 1. 地震保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。
2. 危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金については当社に該当はございません。

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2017年度	4,860	1,042	2,209	1,608
2018年度	5,173	997	1,926	2,249
2019年度	4,162	1,108	2,018	1,035
2020年度	4,780	1,726	1,283	1,771
2021年度	3,731	696	1,641	1,393

- (注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2.地震保険に係る金額を除いて記載しています。
 3.当期把握見積り差額
 =期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●賠償責任保険

(単位：百万円)

事故発生年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	1,084			691			1,288			1,243			1,183		
	1年後	867	0.79	△217	1,001	1.44	309	753	0.58	△535	732	0.58	△519			
	2年後	685	0.79	△181	707	0.70	△294	334	0.44	△419						
	3年後	593	0.86	△92	697	0.98	△9									
	4年後	574	0.96	△18												
最終損害見積り額	574			697			334			732			1,183			
累計保険金	553			653			244			21			62			
支払備金	20			44			90			711			1,121			

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。自動車保険、傷害保険に該当事項はございません。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

IV. 保険会社の運営

1. リスク管理体制

(1) リスク管理基本方針とリスク管理態勢

当社の親会社であるAGCS SEは同社の支店・子会社すべてを通じて共通のリスク管理の方針となる「リスク方針」を策定しています。この方針を受けて日本において当社は「リスク管理基本方針」を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して早期に対応策がとれるようにしています。また、個々のリスクを横断的に管理するためリスク委員会を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しています。

保険引受リスクについては、当社は一定の引受基準に基づき引受を行い、保有基準の厳格な適用と出再保険などの危険分散を行ってリスクを管理しています。資産運用リスク・流動性リスクについては、財務の健全性を確保するための組織的対応を行っています。特に、資産運用に関しては、その適切性と安全性を確保するため、投資委員会の助言と共に、定期的な投資活動のレビューを行っています。事務リスクについては、事務処理ワークフロー・マニュアルの確立、事務ミス・不正の未然防止と効率的な事務処理体制の確立に努めています。システムリスクに関しては、アライアンス・グループ共通の情報セキュリティ・ポリシー及び各種情報セキュリティ・スタンダードに基づいて、情報セキュリティの改善・強化を図り、情報資産の適切な管理に努めています。

主なリスクの種類

保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスク
資産運用リスク	為替、株式、債券相場での市場価格の変動により資産価値が減少するリスク
流動性リスク	必要ときに、適正な価格で、希望する量の取引が困難になる市場流動性リスクや資金繰りリスク
事務リスク	事務上のミスにより損害を被るリスク
システムリスク	システムの誤操作、不正使用等により損害を被るリスク
法務リスク	法令等を遵守しない、または法的紛争の発生等により損害を被るリスク
情報漏えいリスク	不適切な事務処理やサイバー攻撃等により情報が漏えいし損害を被るリスク
風評リスク	否定的・批判的な評判を流布されることにより損害を被るリスク

(2) 統合的リスク管理と再保険方針

AGCS SEは資本・リスクを一元的に管理する統合的リスク管理を行っています。AGCS SEは同社の支店・子会社、すべての潜在的損失を定量化し、同社の資本の範囲内で吸収できるよう事業をコントロールしています。当社はAGCS SEの一員として同社の統合的リスク管理の下で資本・リスク管理を行っています。

また当社は親会社AGCS SEの統合的リスク管理と一体となったリスク管理を行うため、親会社への再保険を通じた親会社の資本の活用を積極的に行っております。これにより当社単独では引き受けの困難な特殊なリスクの引受を可能としています。親会社以外への出再は、アライアンス・グループによる信用評価基準を満たした財務状況の健全な保険会社のみ限定しています。

(3) 地震災害リスクへの備え

大規模な地震災害等の異常損失についてはリスクの定量化に努め、保険引受をコントロールするとともに、再保険を活用し、異常損失発生時にも財務の健全性を損なわないよう備えております。

2. コンプライアンス(法令等遵守)体制

当社は、企業とは公共の利益に継続的貢献を行う役割を持つ社会的存在であり、とりわけ損害保険事業は、その性質上高い公共性を有しているため、社会からの信頼を得るべく自己責任原則に基づき業務の健全性と適切性の確保に一層励まなければならないものと考えています。また、当社は、法令等を遵守することおよび社会規範に則した行動をすることが経営の最重要課題の一つであると認識しており、その実現のために、コンプライアンス体制の構築及び不断の維持・強化のための取組みを以下のように行っています。

(1)コンプライアンス体制の確立

当社は、会社運営上の重要事項の決定に際しては、常に経営陣がコンプライアンスを十分に意識する体制を確立することが重要であると考えています。さらに、本部ごとにコンプライアンス責任者を設置し、より、各々の業務を遂行する上での責任体制を構築することにより、コンプライアンス体制の実効性を確立しております。

(2)コンプライアンス委員会の運営

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る社内重要事項に係る情報連携や諸々の問題事象の解決のための情報連携や決議を行っています。

(3)コンプライアンス関連規程およびコード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)

当社は、コンプライアンスの基本的遵守事項を記載した「コンプライアンス基本方針」、及び実践的かつ具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。また、アリアンツ・グループの「コード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)」の周知徹底をはかるため、役職員に定期的な研修を行っています。

(4)コンプライアンス・プログラムの策定・運用

当社は、年度行動計画としてコンプライアンス・プログラムを策定・運用しています。

(5)研修の実施

当社は、コンプライアンスに係る意識の醸成及び知識の定着化をはかるために、継続的教育が重要であることを認識しており、定期的な研修を行っています。

(6)内部牽制態勢の確立

当社は、コンプライアンス違反行為発生防止のため、各種規程類を定め、役職員に遵守させています。これらの規程類の運用にあたっては、内部牽制態勢の維持を重視しています。

(7)顧客情報の保護

当社は、顧客情報の適切な管理の重要性を認識しており、社内に情報セキュリティ態勢を構築しています。また、顧客情報の管理方法を定めた各種社内規程を策定・遵守しております。

(8)お客様からのご意見・ご要望等(「お客様の声」)の活用

当社は、お客様の声を、業務の改善に資する重要な財産と考えています。そして、この財産を活用し、お客様のご期待により一層お応えすることのできる会社になりたいと考えています。

(9)内部通報制度

当社は、内部通報が行われた際に適切に対応できる制度を構築するため、社内規程を定めています。この規程は、内部通報した者が通報理由に不利益を受けることのないことを保障しているほか、通報や相談を常時受け付ける体制を定めています。当社は、この内部通報制度の構築・運用を通じ、コンプライアンス違反またはその恐れのある事案の予防や早期把握及び拡大防止に取り組んでいます。

(10)反社会的勢力への対応

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然とした姿勢で臨み、当社との一切の関係を遮断し健全な経営を実現するため、「反社会的勢力対応基本方針」を定めています。

「お客様の声」対応方針

《基本理念》

当社は、「お客様の声」として頂戴した御意見や御不満等を貴重なものであると考え、真摯に受けとめさせていただきます。また、お客様から真に信頼される企業となるため、「お客様の声」を当社業務の更なる向上に積極的に役立てたいと考えております。「お客様の声」の中でも、「苦情」とはお客様から不満足の説明があったもの全てをいうと考え、特に迅速な対応と解決を図ってまいります。なお、お客様には、御契約者や被保険者の方々、事故関係者(被害者の方等)および当社代理店を含むものと考えております。

《行動指針》

1. 「お客様の声」に対しては、解決に向かって迅速かつ誠実に取組みます。
2. 「お客様の声」を商品やサービスの改善に積極的に活かします。
3. 「お客様の声」をお電話やE-mail等により積極的に受け取らせていただくための相談窓口を設置いたします。
4. 「お客様の声」の中でも「苦情」に関しては、特に解決を急がなくてはならないものと考え、忠実かつ積極的な態度で対応に臨みます。
5. 「苦情」に関しては、対応までに要する時間に関して、お客様と十分に連絡をとらせていただきます。また、対応に多くの時間がかかるものに関しては、適宜進捗の状況を御連絡させていただきます。
6. 「苦情」に関しては、迅速な解決を図ることの他に、苦情となる事項が発生した原因の調査や分析を行い再発防止に努めることが重要と考えて行動いたします。
7. 「お客様の声」に関し、不祥事件に該当するもの、または該当する可能性のあるものに関しては主務官庁に逐次報告する等、適正な対応に努めます。
8. 「お客様の声」対応時に取得したお客様の個人情報、当社の「個人情報保護宣言」に従い、適切に取扱います。
9. 上記の取組みに関しては、当社に直接御連絡いただいたものだけでなく、当社代理店を通じていただいた内容についても同様に取扱わせていただきます。
10. 当社は上記の取組みを通じて、お客様の満足度を向上させるべく、誠意を持って行動いたします。

—以上—

「反社会的勢力対応基本方針」

1. 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断することが、保険会社としての社会的責任を果たす上で重要なことであると認識しており、反社会的勢力からの不当・不正な要求を断固拒絶する態勢を構築します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築するよう努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求等を受けた場合には、担当者や担当部署の安全を確保するとともに、全社を挙げて組織的な支援を行います。
4. 反社会的勢力に対する資金提供や裏取引は絶対に行いません。万が一、反社会的勢力より、不当要求等を強制された場合は、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

—以上—

利益相反管理方針(概要)

今般、金融機関の提供するサービスの多様化や世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、お客様との利益相反が発生するおそれが高まっています。

このため、当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、以下のとおり法令に基づき利益相反に関わる体制を整備し、その管理を適切に行ないます。

1. 利益相反のおそれのある対象取引について

利益相反は、①当社または当社の親金融機関等もしくは子金融機関等(以下あわせて「グループ会社」といいます)とお客様との間、または、②お客様と当社またはグループ会社の他のお客様との間で生じる可能性があります。

当社では、このうち、当社が行う保険関連業務にかかるお客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)を管理の対象とします。

2. 対象取引の特定方法と管理方法について

当社は、お客様との取引により取得した情報から、利益相反対象取引に該当するおそれがあると当社が判断した場合は、対象取引の特定に必要な情報を一元的に管理したうえで、お客様との取引業務を遂行する部門から独立した立場であるコンプライアンス部門担当取締役(利益相反管理統括者)が適切に対象取引の特定を行います。

そして、次に掲げる方法その他により、お客様の保護を適正に確保します。

- ①情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ②対象取引および当該お客様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
- ③対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
- ④お客様への利益相反の開示とお客様の同意

3. 管理体制・法令等遵守について

当社は、お客様の利益を適正に保護するため、管理方針および関連社内規程を定め、管理部門の設置および管理統括者の任命等の体制を確保します。また、保険業法その他関係法令等を遵守し、お客様の非公開情報の適正な管理を行います。

—以上—

お客様本位の業務運営方針

方針1. お客様の利益の保護およびお客様第一主義

【取組み】

- お客様のニーズを的確に把握した上でお客様の利益保護及び利便性向上を図ります。
- お客様第一主義の業務運営を推進するための態勢を維持するために、これに適した評価制度、従業員研修等、適切な動機づけの枠組みを構築します。
- コンプライアンスを徹底し、コード・オブ・コンダクト(行動指針)等の周知徹底を図ります。また、その実現のための社内のガバナンスシステムを整備します。

方針2. お客様の声を反映した経営および業務運営

【取組み】

- 「お客様の声」として頂戴したご意見やご不満を、真摯に受け止め、適時・適切に対応します。
- 「お客様の声」の背景・原因の分析、改善策の策定、実施状況の検証を行い、経営および業務運営に活かせるよう取り組みます。

方針3. 保険商品開発、保険募集、契約管理の適切性確保

【取組み】

- お客様のニーズにお応えすべく革新的でテラーメイドのソリューションを提供すべく保険商品・サービスの開発に取り組みます。
- お客様を取り巻くリスクやお客様のご意向を把握し、適切な保険募集およびご契約の管理・モニタリングを行います。

方針4. 正確・迅速な保険金等のお支払い

【取組み】

- 保険金等のお支払については、公正な事務処理を行うとともに、正確かつ迅速に対応します。

方針5. 適切な利益相反管理態勢

【取組み】

- お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反を適切に管理する態勢を整え、適切に管理します。

方針6. わかりやすいご説明

【取組み】

- 当社の商品・サービスをお客様に十分ご理解頂けるよう、説明方法等を工夫し、お客様にとって重要な情報を分かりやすくご説明します。

—以上—

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

該当事項はありません。

4. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、損害保険業が高い公共性を持つことを認識し、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営の透明性の確保、コンプライアンスを含む内部管理態勢の確立・向上を目指し、日常業務に取り組んでいます。

当社の取締役会は、経営戦略・事業計画の策定、組織変更及び主要人事等に関する意思決定ならびに保険募集態勢の整備、保険金支払の適正性確保等の業務執行に関する監督を行うとともに、経営上の重要課題について取締役間で議論を尽くし取締役相互の監視・監督を行っています。また、取締役会を補完し業務執行に係る具体的な重要事項を協議するための機関として、常勤取締役及び本部長で構成される経営会議を設置しています。

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されています。監査役は、取締役会を始めとして経営会議、リスク委員会、コンプライアンス委員会、クレーム委員会等の会社の業務執行上重要な会議にオブザーバーとして出席することにより、内部牽制の確保に重要な役割を担っています。また、監査実施に際しては、監査の実効性を高めるため、会計監査人との定期的な意見交換および内部監査部門・コンプライアンス部門との連携を適宜図っています。

内部監査部門は、各業務部門からの独立性を確保され、アライアンス・グループ・オーディット・ポリシーに基づき各部門の内部牽制体制の適正性に関する確認を行っています。

また、リスク管理、コンプライアンス等の重要な課題に適切に対応するため各委員会を設置し、全社的に課題解決を推進するとともに、個別の重要課題に関する管理を行っています。さらに基本方針の策定や重要な課題の管理に関しては、取締役会への付議・報告を行っています。

5. 内部統制システムの構築

会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための方針として、「内部統制システムの構築の基本方針」を策定しました。

当社は、同方針の社内周知を踏るとともに、役員・社員を対象とした社内研修の題材としてとりあげる等、実効性の確保に向けた不断の取組を行っています。また、実際の運用として、取締役会で「内部統制に関する報告の件」を報告事項として、各取締役が適時に状況を把握できる態勢を構築しております。

「内部統制システムの構築の基本方針」

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制」という。)を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

「アライアンス・グループ・ポリシー(Allianz Group Policy)」を頂点とし「コード・オブ・コンダクト(Code

of Conduct)」、「コンプライアンス・マニュアル(Compliance Manual)」、「コンプライアンス・ポリシー(Compliance Policy)」、グループ・オーディット・ポリシー(Group Audit Policy)を含む各種規定およびその下位規範を、取締役が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、これらの行動規範が遵守される体制を整備する。また、取締役が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。

取締役の職務執行は、取締役会における業務執行状況報告等を通じた取締役相互の監視・監督に加え、監査役会による監視・監督にも服するものとし、その監視・監督体制をより一層強化することとする。また、かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。

さらに、内部通報制度の利用促進等を通じて、取締役の職務執行のコンプライアンスの状況の監視・監督体制をより充実させ、取締役の職務執行の監視・監督の結果を常にフィード・バックし、上記の行動規範の見直しを定期的実施し、コンプライアンスのさらなる向上に努めるものとする。

また、「反社会的勢力対応基本方針」に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、健全な経営を実現するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存ガイドライン」及び「文書取扱規則」等の諸規定に基づき、文書及びその他の記録媒体により記録し、これを保存・管理する。各取締役、内部監査人、監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

「グループ・リスク・ポリシー(Group Risk Policy)」及び「リスク管理基本方針」に基づくリスク委員会において、当会社に潜在的に存在するリスクの特定・分析・評価を通じて、損失の危険回避のためのリスクマネジメントを行い、企業危機の未然防止のための適切な対応を策定し、これを各担当部署に履行させると共に、リスクマネジメントの状況をモニタリングし、定期的に取り締役に報告させるものとする。また、実際にリスクが発現した場合に備え、「ディザスター・リカバリー&ビジネス・コンティニューイティ・プラン」を始めとする必要な対応方針を整備すると共に、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために迅速かつ適切な対応を行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会の審議の効率化および実効性の向上ならびに機動的な業務運営を確保するために、組織、職制、事務分掌、職務権限に関する諸規定を整備し、これらの制度および諸規定に基づき個別の業務を執行していくものとする。また、取締役会は会社の事業計画を策定し、当該計画に基づき効率的な職務執行を行い、その実施状況を監視・監督するものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

「コード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)」及び「コンプライアンス・マニュアル(Compliance Manual)」等の各種規定およびその下位規範を、使用人が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、社内研修を通じてかかる行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスのための企業倫理の確立に努め

る。また、使用人が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。また、コンプライアンス委員会により、会社全体の横断的なコンプライアンスの徹底を推進する。

使用人の職務執行は、内部監査人、取締役会及び監査役会による監視・監督に服するものとする。かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。さらに、使用人自らがコンプライアンス上の問題を直接報告することのできる内部通報制度の利用促進を通じ、使用人の職務執行に関するコンプライアンスを徹底するものとする。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当取締役、グループ管理担当取締役と随時情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握し、企業集団における業務の適性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役は、その職務執行に必要な場合には、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役に対し求めることができる。かかる場合、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役補助使用人の評価は監査役が行い、その指名、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得るものとする。なお、監査役補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について、監査役に対して速やかに報告する。取締役会のほか重要な会議への監査役の出席を求める等、その監査役に対する報告の具体的な方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。また、内部通報制度の報告受領者に監査役を含めることにより、上記の監査役への報告体制の充実を図る。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は、監査役会において監査基準、監査計画等を策定し、効率的な監査を実行できるように努めるものとする。なお、前号に規定する取締役と監査役会との協議により、取締役会のほか重要な会議への監査役の出席機会を確保し、監査役の監査の実効性を高めるものとする。

また、監査役は、随時、取締役、内部監査人及び会計監査人と意見交換を行うことにより、効果的な監査業務の遂行を図る。

—以上—

6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

(1) 個人情報保護宣言

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます)」その他の法令ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁の実務指針等に従って、適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組むとともに、個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

1. 当社は、保険契約の申込書・保険金請求書・取引時書類、電話、電子メール等により取得した個人情報を「お客様個人情報の取扱い」に基づきお取扱いたします。
2. 当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
3. 当社は、取得した個人情報を必要な範囲を超えて利用しません。
4. 当社は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、適切な委託先を選定し、その取扱いについて管理・監督致します。
5. 当社は、個人情報を安全かつ正確に管理し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防ならびに是正に努めます。
6. 当社は、個人情報に関するお問い合わせ窓口を設置致します。

*開示等の手続きについては、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

—以上—

(2) お客様個人情報の取扱いについて

当社は、お客様からお預かりした個人情報を適切に保護することが弊社の重要な社会的責任であると認識し、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、以下のように会社として取り組んでおります。

※本「お客様個人情報の取り扱いについて」における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による個人情報の利用に関するご質問については以下までお問い合わせください。

また、当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

【個人情報に関するお問い合わせ窓口】

〒107-0051 東京都港区元赤坂1-6-6 安全ビル

電話番号：03-4588-7540

受付時間：9:00～17:00(土日、祝祭日および年末年始を除きます)

2. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。

当社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記7、8、9に掲げる目的(以下「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に依りて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取り扱う商品の販売・サービス(※1)の案内・提供(契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等)を行うため
(※1)当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。
・損害保険およびこれに付帯・関連するサービス
- ② 当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービス(※2)に関する情報の案内のため
(※2)当社のグループ会社の商品・サービスは次のとおりです。
・損害保険およびこれに付帯・関連するサービス
- ③ 他の事業者から個人情報(個人データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ④ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため
- ⑤ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(1)当社は、以下の場合等法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記7.グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。)
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記8.情報交換制度等をご覧ください。)

(2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。))には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

5. 個人関連情報の第三者への提供

(1)当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

(2)当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

6. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託することがあります。

(④については、下記12.の個人番号および特定個人情報を含みます。)

- ① 保険契約の募集に関わる業務
- ② 損害調査に関わる業務
- ③ 情報システムの保守・運用に関わる業務
- ④ 個人番号関係事務に関わる業務

7. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

① 個人データの項目:[例;住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容]

② 管理責任者:当社

※当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧(リンク)をご覧ください。

<https://www.allianz.com/en/about-us/who-we-are/regions-countries.html>

8. 情報交換制度等

(1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(リンク)をご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp/>)

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(リンク)をご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp/>)

9. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセン

シティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・学術研究目的の場合（個人情報保護法第20条第2項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第18条第3項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第27条第1項第7号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

10. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記7、8の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、6、12、13をご覧ください。

11. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の連絡先にお問い合わせください。また、事故に関するご照会については保険証券に連絡先にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

12. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、上記1のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として、書面の郵送の方法で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

13. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

安全管理措置に関するご質問については、上記1のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

① 基本方針の整備

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問および苦情処理の窓口」等について本宣言を策定し、必要に応じて見直しています。

② 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直しています。

③ 組織的安全管理措置

- ・個人データの管理責任者等の設置
- ・就業規則等における安全管理措置の整備
- ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- ・漏えい事案等に対応する体制の整備

④ 人的安全管理措置

- ・従業者との個人データの非開示契約等の締結
- ・従業者の役割・責任等の明確化
- ・従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
- ・従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

⑤ 物理的安全管理措置

- ・個人データの取扱区域等の管理
- ・機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

⑥ 技術的安全管理措置

- ・個人データの利用者の識別および認証
- ・個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- ・個人データへのアクセス権限の管理
- ・個人データの漏えい・毀損等防止策

- ・個人データへのアクセスの記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの監視および監査

⑦ 委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

⑧ 外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

14. 再保険契約のための外国にある第三者への提供

当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人データの提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)があります。保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。ただし、海外にある引受保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。当該所在国につきましては、変更がある場合、追記いたします。

(1) 引受保険会社等の所在国

アリアンツグループにおける再保険会社を主要な再保険会社先としています。なお、保険引受リスク分散の観点等から再保険会社を決定するため、個人情報の提供先の外国の名称等については情報提供を行うことができません。

再保険会社が所在する外国の例：ドイツ、イギリス等

(2) 当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください。(以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

15. 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第28条第1項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人データの安全管理措置に相当する措置(以下、相当措置といいます)を義務付ける契約を提供先との間で締結するなどしています。

(1) 以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行っています。

ア. 移転先の第三者による相当措置の実施状況

- イ. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無
- (2) 相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。
 - (3) 委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めています。
 - (4) 海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、上記1のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

16. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

17. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

—以上—

7. 指定紛争解決機関について

当社は、一般社団法人保険オンブズマンとの間で手続実施基本契約を締結しております。一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に対する苦情や、お客様と保険の事業者との間のトラブルを、公正・中立・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

【お問合せ先】

一般社団法人 保険オンブズマン

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話番号：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00

(但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます)

ホームページ：<http://www.hoken-ombs.or.jp>

V. 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2020年度末 2021年3月31日現在	2021年度末 2022年3月31日現在	科目	年度	2020年度末 2021年3月31日現在	2021年度末 2022年3月31日現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		6,133	7,665	保険契約準備金		499	470
預貯金		6,133	7,665	支払備金		80	46
有形固定資産		46	41	責任準備金		418	424
建物		37	32	その他負債		6,722	8,781
その他の有形固定資産		8	9	共同保険借		43	41
無形固定資産		0	0	再保険借		82	56
ソフトウェア		0	0	外国再保険借		5,234	5,400
その他資産		4,117	4,227	未払法人税等		36	78
未収保険料		17	81	預り金		38	89
代理店貸		168	89	前受収益		491	530
共同保険貸		36	35	未払金		277	270
再保険貸		25	42	仮受金		517	2,313
外国再保険貸		3,620	3,872	退職給付引当金		73	88
未収金		129	76	役員退職慰労引当金		53	55
未収収益		0	0	賞与引当金		28	30
預託金		25	23	特別法上の準備金		8	8
仮払金		93	5	価格変動準備金		8	8
繰延税金資産		72	81	負債の部合計		7,384	9,436
貸倒引当金		△ 4	△ 4	(純資産の部)			
				資本金		1,000	1,000
				資本剰余金		1,000	1,000
				資本準備金		1,000	1,000
				利益剰余金		981	574
				その他利益剰余金		981	574
				繰越利益剰余金		981	574
				株主資本合計		2,981	2,574
				純資産の部合計		2,981	2,574
資産の部合計		10,366	12,010	負債及び純資産の部合計		10,366	12,010

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1)①有形固定資産の減価償却は、定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。

②自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

(2)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3)①貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、管轄部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

③役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、在任期間中の職務遂行にかかる対価相当額を計上しております。

④賞与引当金は、従業員及び役員に対する賞与の支払に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(4)保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

(5)価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(6)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は、税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって会計上の見積りを行っております。将来の事業計画に基づく課税所得、一時差異の解消スケジュール及び将来の実効税率に一定の仮定を置いて策定しております。

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の繰延税金資産の総額は332百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は 251 百万円であります。

3. (1)有形固定資産の減価償却累計額は87百万円であります。

(2)関係会社に対する金銭債権総額は1,925百万円、金銭債務総額は5,502百万円であります。

(3)当事業年度末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

①支払備金

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	21,002
同上にかかる出再支払備金	20,955
差引(イ)	46
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	-
計 (イ)+(口)	46

②責任準備金

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	7,160
同上にかかる出再責任準備金	6,917
差引(イ)	243
その他の責任準備金(口)	181
計 (イ)+(口)	424

4. (1)繰延税金資産の総額332百万円の主な原因別の内訳は、前受収益148百万円、責任準備金98百万円 であります。

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりであります。

法定実効税率	28.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0
評価性引当額の増減	5.6
その他	0.8
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>38.4%</u>

5. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は運用にあたっては、運用利回りの向上を図りつつ、安全性、流動性及び資産・負債のマッチングを含め、保有資産のリスク管理に十分な配慮を払い、原則として預貯金及び高格付けの債券を中心とした安全性の高い金融商品で運用し、ヘッジ目的以外のデリバティブ商品及び金融仕組商品への投資は原則として行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有している金融商品は、主として預貯金であります。

預貯金は与信先の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 全般的なリスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応がとれるようにしております。また、個々のリスクを横断的に管理するため「リスク委員会」を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しております。

2) 市場関連リスクの管理

市場関連リスクに関しては、金利、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、資産配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

3) 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与された外部格付等を活用して、リスクを把握・コントロールしております。また、全体のポートフォリオに対する各資産・企業グループへの配分リミットを設定し、与信集中を抑制しております。

4) 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュフローの状況、個別金融資産の状況等を把握することにより管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

なお、貸借対照表に計上される金融商品は現金および預貯金のみであり時価が帳簿価額に近似しているため、金融商品の時価等に関する事項の記載を省略しております。

6. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度を設けております。なお、当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2)退職一時金制度

①退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	73	百万円
退職給付費用	15	百万円
退職給付の支払額	—	百万円
退職給付引当金の期末残高	88	百万円

②退職給付に関連する損益

退職給付費用	15	百万円
--------	----	-----

7. 1株当たり純資産は、18,460円16銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は139千株であります。

8. 前受収益については、出再保険手数料のうち翌事業年度以降に対応する金額等を計上しております。

9. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度	2021年度
		2020年4月1日から2021年3月31日まで	2021年4月1日から2022年3月31日まで
経常収益		791	373
保険引受収益		558	78
正味収入保険料		41	43
支払備金戻入額		68	34
責任準備金戻入額		447	—
資産運用収益		80	105
利息及び配当金収入		0	0
為替差益		80	105
その他経常収益		152	189
その他の経常収益		152	189
経常費用		33	165
保険引受費用		△ 1,179	△ 1,157
正味支払保険金		66	28
損害調査費		124	133
諸手数料及び集金費		△ 1,468	△ 1,432
責任準備金繰入額		—	9
為替差損		98	104
資産運用費用		—	—
営業費及び一般管理費		1,210	1,322
その他経常費用		2	0
貸倒引当金繰入額		1	0
その他の経常費用		0	—
経常利益		757	207
特別利益		—	—
特別損失		0	0
固定資産処分損		—	—
特別法上の準備金繰入額		0	0
価格変動準備金		0	0
税引前当期純利益		757	207
法人税及び住民税		37	88
法人税等調整額		△ 17	△ 8
法人税等合計		19	79
当期純利益		737	127

(損益計算書の注記)

1. (1)関係会社との取引による収益総額は5,849百万円、費用総額は11,638百万円であります。

(2)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

収入保険料	22,514
支払再保険料	22,470
差引	43

(3)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払保険金	4,175
回収再保険金	4,147
差引	28

(4)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払諸手数料及び集金費	1,478
出再保険手数料	2,910
差引	△ 1,432

(5)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	968
同上にかかる出再支払備金繰入額	1,002
差引(イ)	△ 34
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	—
計 (イ)+(口)	△ 34

(6)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	526
同上にかかる出再責任準備金繰入額	515
差引(イ)	11
その他の責任準備金繰入額(口)	△ 4
計 (イ)+(口)	6

(7)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

預貯金利息	0
計	0

2. 1株当たり当期純利益は、914円70銭であります。算定上の基礎である当期純利益は127百万円で、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は139千株であります。

3. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容及び科目	取引金額 (百万円)	科目	事業年度末 残高(百万円)	
親会社の親会社	アリアンツ・エスイー	被所有 間接 100%	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	0	未收受再保 険料など	0
					受再保険金	2		
					受再手数料	0		
					出再保険料	0	未払再保険 料など	0
					出再保険金	—		
					出再手数料	0		
					運営経費	5	未払金	4
親会社	アリアンツ・グ ローバル・コー ポレート・アンド・ スペシャルティ・ エスイー	被所有 直接 100%	役員の 兼任、 再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	18	未收受再保 険料など	740
					受再保険金	△ 23		
					受再手数料	0		
					出再保険料	8,688	未払再保険 料など	4,263
					出再保険金	3,415		
					出再手数料	2,365		
					その他経常収益	49	未払金	192
運営経費	605							
親会社の子会社	アリアンツ・リス ク・トランスファ アーゲー・チュ ーリッヒ	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	0	未收受再保 険料など	0
					受再保険金	—		
					受再手数料	—		
					出再保険料	3,005	未払再保険 料など	75
					出再保険金	24		
					出再手数料	49		
					運営経費	12	未払金	1
親会社の子会社	バジアジ・アリア ンツ・ジェネラル インシュランス	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	1,561	未收受再保 険料など	135
					受再保険金	101		
					受再手数料	186		
					出再保険料	—	未払再保険 料など	—
					出再保険金	—		
					出再手数料	—		
親会社の子会社	アリアンツ・リス ク・トランスファ ー(バミュダ)・リ ミテッド	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	—	未收受再保 険料など	—
					受再保険金	—		
					受再手数料	—		
					出再保険料	1,024	未払再保険 料など	△ 21
					出再保険金	0		
					出再手数料	68		
親会社の子会社	アリアンツ・グ ローバル・リス ク・ユーエス・イ ンシュランス・カ ンパニー	なし	再保険 取引等	再 保 険 取 引	受再保険料	15	未收受再保 険料など	△ 80
					受再保険金	122		
					受再手数料	1		
					出再保険料	266	未払再保険 料など	520
					出再保険金	36		
					出再手数料	42		
					運営経費	32	未払金	15

親会社の子会社	アリアンツ・サウジ・フランシ・コーポレーティブ・インシュランス・カンパニー	なし	再保険取引等	再保険取引	受再保険料	△ 86	未收受再保険料など	—					
					受再保険金	—							
					受再手数料	—							
					親会社の子会社	アリアンツ・オーストラリア・インシュランス・リミテッド	なし	再保険取引等	再保険取引	出再保険料	—	未払再保険料など	—
										出再保険金	—		
										出再手数料	—		
親会社の子会社	ファイアマンズ・ファンド・インシュランス・カンパニー	なし	再保険取引等	再保険取引						受再保険料	—	未收受再保険料など	—
										受再保険金	58		
										受再手数料	—		
					親会社の子会社	アリアンツ・アユタヤ・ジェネラル・インシュランス・パブリック・カンパニー・リミテッド	なし	再保険取引等	再保険取引	出再保険料	0	未払再保険料など	△ 9
										出再保険金	—		
										出再手数料	0		
親会社の子会社	アリアンツ・アユタヤ・ジェネラル・インシュランス・パブリック・カンパニー・リミテッド	なし	再保険取引等	再保険取引						出再保険料	44	未払再保険料など	35
										出再保険金	0		
										出再手数料	8		
					親会社の子会社	アリアンツ・アユタヤ・ジェネラル・インシュランス・パブリック・カンパニー・リミテッド	なし	再保険取引等	再保険取引	受再保険料	68	未收受再保険料など	6
										受再保険金	89		
										受再手数料	11		
親会社の子会社	アリアンツ・アユタヤ・ジェネラル・インシュランス・パブリック・カンパニー・リミテッド	なし	再保険取引等	再保険取引						出再保険料	—	未払再保険料など	—
										出再保険金	—		
										出再手数料	—		

4. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1)再保険取引料率及び手数料については、資本コストや過去のリスク、社費を考慮した客観的な料率計算方式に基づき決定されています。

(2)サービス料はコストプラス方式の客観的な算式に基づき決定されています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度	2021年度
		2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は純損失)		757	207
減価償却費		11	5
支払備金の増減額 (△は減少)		△ 68	△ 34
責任準備金の増減額 (△は減少)		△ 448	6
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		1	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△ 5	17
その他引当金の増減額 (△は減少)		△ 4	2
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		0	0
利息及び配当金収入		0	0
為替差損益 (△は益)		80	△ 105
有形固定資産関係損益 (△は益)		-	-
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 1,200	△ 109
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		854	2,016
小計		△ 22	2,006
利息及び配当金の受取額		0	0
法人税等の支払額		△ 90	△ 45
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 112	1,960
投資活動によるキャッシュ・フロー			
資産運用活動計		-	-
(営業活動及び資産運用活動計)		(△ 112)	(1,960)
有形固定資産の取得による支出		-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		△ 295	△ 534
その他		-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 295	△ 534
現金及び現金同等物に係る換算差額		△ 80	105
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 487	1,532
現金及び現金同等物期首残高		6,620	6,133
現金及び現金同等物期末残高		6,133	7,665

- (注) 1. 現金及び現金同等物は、手許現金、普通預金、当座預金及び取得日から満期償還日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっています。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4)株主資本等変動計算書

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					任意 積立金 (価格変動 準備金)	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000	1,000	—	1,000	—	539	539	2,539	2,539
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 295	△ 295	△ 295	△ 295
当期純利益	—	—	—	—	—	737	737	737	737
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	441	441	441	441
当期末残高	1,000	1,000	—	1,000	—	981	981	2,981	2,981

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					任意 積立金 (価格変動 準備金)	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000	1,000	—	1,000	—	981	981	2,981	2,981
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 534	△ 534	△ 534	△ 534
当期純利益	—	—	—	—	—	127	127	127	127
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 406	△ 406	△ 406	△ 406
当期末残高	1,000	1,000	—	1,000	—	574	574	2,574	2,574

2021年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は次のとおりです。

2021年度	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	139千株	一千株	一千株	139千株	—
合計	139千株	一千株	一千株	139千株	

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。

3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年7月16日 定時株主総会	普通株式	534	利益剰余金	3,830.00	2021年 3月31日	2021年 7月21日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年7月26日 定時株主総会	普通株式	432	3,100.00	2022年 3月31日	2022年 7月28日

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 保険業法に基づく債権

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当事項はありません。

(2)危険債権

該当事項はありません。

(3)三月以上延滞債権

該当事項はありません。

(4)貸付条件緩和債権

該当事項はありません。

(5)正常債権

該当事項はありません。

(6) (1)から(4)までに掲げるものの合計額

該当事項はありません。

3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度 2021年3月31日現在	2021年度 2022年3月31日現在
	(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		
資本金又は基金等		2,447	2,142
価格変動準備金		8	8
危険準備金		—	—
異常危険準備金		186	181
一般貸倒引当金		4	4
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		—	—
土地の含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		173	55
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$			
一般保険リスク(R ₁)		24	10
第三分野保険の保険リスク(R ₂)		—	—
予定利率リスク(R ₃)		0	0
資産運用リスク(R ₄)		486	565
経営管理リスク(R ₅)		10	11
巨大災害リスク(R ₆)		20	16
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		1,087.1%	804.4%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

「ソルベンシー・マージン比率」とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期払戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは

保険引受上の危険(注1)、予定利率上の危険(注2)、資産運用上の危険(注3)、経営管理上の危険(注4)、巨大災害に係る危険(注5)の総額をいいます。

(注1)保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

(注2)予定利率上の危険(予定利率リスク)

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

(注3)資産運用上の危険(資産運用リスク):

保有する有価証券等の資産の価値が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

(注4)経営管理上の危険(経営管理リスク):

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記(注1)から(注3)及び(注5)以外のもの

(注5)巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは

損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営上の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報等

該当事項はありません。

6. その他

計算書類等についての会計監査人の監査報告

2020年度

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の会計監査を受けており、監査報告書を受領しています。

2021年度

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の会計監査を受けており、監査報告書を受領しています。

Ⅵ. 保険会社及びその子会社等の概況

Ⅶ. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

Ⅷ. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

Ⅵ、Ⅶ、Ⅷとも全て該当事項はありません。

アリアンツ火災海上保険株式会社

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

TEL:03-4588-7500(代表)

www.allianz.co.jp